

で加入団体の増減があったため規約の改正を行うものです。  
 (原案可決・全会一致)

◎月潟村立保育園条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法の改正に伴う村民税の簡易税額表の改正等を行うものです。  
 (原案可決・全会一致)

◎月潟村立保育園条例の一部を改正する条例の制定について

(保育料を増額するもので、平均一・四七%、保護者の所得区分により百円から三百円引き上げられます。なお、三歳未満児の保育料はすえ置きです。(四月分から改正)  
 (原案可決・全会一致)

◎月潟村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

村では、村道敷地を使用し、電柱や広告塔などの工作物を設置する場合その設置者から道路占用料金を徴収していますが、その基準となる国の占用料が法律改正により四月一日から引き上げになるため、合せて改正するものです。電話柱二五〇円、電柱六八〇円、広告塔一平方メートル当たり二、二五〇円(各年額)などです。(四月一日から改正)  
 (原案可決・全会一致)

◎月潟村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について

先の四週六休制実施に関連するもので、休日勤務や時間外勤務に対して支給する超過勤務手当について、一時間当り単価を算出する際の基礎となる勤務時間数が変更されるため改正するものです。  
 実施時期は、先の条例と同じく今後規則で決められることになっていきます。  
 (原案可決・全会一致)

◎月潟村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の報酬改正については「特別職報酬等審議会」の意見を聞いて議案に提案することになっていきます。  
 ◎月潟村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎月潟村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の報酬改正については「特別職報酬等審議会」の意見を聞いて議案に提案することになっていきます。  
 ◎月潟村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

この補正は、年度末で各事業もほぼ終了ことから主に予算整理をしたものです。  
 歳入では、法人税の収入減に伴う村民税三六九万四千円の減、特別交付税三、八〇〇万円、基本利子四〇〇万円、小学校通学バス購入にかかる借入れ四八〇万円などです。  
 歳出では、学校施設整備基金積立て五、五〇〇万円、財

役職名	改定前	改定後	引上額
村長	五二二	—	—
助役	四〇八	四三三	一五
収入役	三八〇	三九五	一五
教育長	二九七	三〇七	一〇
議長	一八三	—	—
副議長	一四七	—	—
委員長	一三六	—	—
議員	二二一	—	—

※特別職報酬(月額・単位千円)

ことになっていきます。  
 この審議会の答申については広報つきがた二月号でお知らせしたところですが、助役収入役の給与改正について答申どおりの改正となりました。また、併せて教育長の給与も改正しました。改正は四月一日からです。  
 (原案可決・全会一致)

定について

消防団では、小型ポンプ積載車等消防施設の整備と広域消防体制が充実してきたことに伴ない団の体制の見直しを進めてきたところですが、今回の条例改正により新年度から一三〇人(今まで一六二人)の団員で運営することになりました。(別掲参照)  
 (原案可決・全会一致)

◎昭和六十二年一般会計補正予算(第七号)を定めることについて

歳入歳出それぞれ四、三七四万九千円追加し、総額を十一億四、五六〇万円とするものです。  
 この補正は、年度末で各事業もほぼ終了ことから主に予算整理をしたものです。  
 歳入では、法人税の収入減に伴う村民税三六九万四千円の減、特別交付税三、八〇〇万円、基本利子四〇〇万円、小学校通学バス購入にかかる借入れ四八〇万円などです。  
 歳出では、学校施設整備基金積立て五、五〇〇万円、財

別会計補正予算(第二号)を定めることについて

歳入歳出それぞれ三、二五四万八千円を減額し、総額を二億二、三四九万六千円とするもので、医療費が予想したほどかかりませんでしたので減額したものです。  
 (原案可決・全会一致)

◎昭和六十二年簡易水道特別会計補正予算(第三号)を定めることについて

歳入歳出それぞれ一、四二二万七千円とするもので、加入者増による増収分と施設管理費の不用額を合せ三〇〇万円を施設整備基金に積み立てています。  
 (原案可決・全会一致)

◎昭和六十二年一般会計補正予算(第八号)を定めることについて

小学校通学バス購入(詳しくは別掲参照)に伴って運行路線も変更されることにな

◎昭和六十二年一般会計補正予算(第九号)を定めることについて

歳入歳出それぞれ六、三〇〇万八千円を追加し、総額を十一億五、二九六万八千円とするものですが、これは特別交付税が予定した以上に増額となったため学校施設整備基金に七〇〇万円を積み立てるものです。これにより基金総額は一億四、二〇〇万円となりました。  
 (原案可決・全会一致)

◎昭和六十三年一般会計補正予算(第一号)を定めることについて

歳入歳出それぞれ十億三、八〇〇万円(前年度十億三、四〇〇万円)であり、前年度

に比べ四〇〇万円、〇・三九%ほどの増額となりました。別掲で詳しく説明しておりますのでご覧ください。  
 (原案可決・全会一致)

◎昭和六十三年国民健康保険特別会計予算を定めることについて

歳入歳出それぞれ二億一、九八四万一千円(前年度二億九、五二二万円)であり、前年度に比べ一、〇三二万一千円、四・九三%ほどの増額となりました。(別掲参照)  
 (原案可決・全会一致)

◎昭和六十三年老人保健特別会計予算を定めることについて

歳入歳出それぞれ二億四、七二二万九千円(前年度二億四、七二二万七千円)であり、前年度とほとんど同じ予算編成となっています。(別掲参照)  
 (原案可決・全会一致)

◎昭和六十三年簡易水道特別会計予算を定めることについて

歳入歳出それぞれ六、〇五〇万円(前年度五、九六〇万円)であり、前年度に比べて

九〇万円、一・五一%程度の増額となっています。(別掲参照)  
 (原案可決・全会一致)

◎地方議会権能の充実整備等を図る地方自治法改正法案の早期成立についての要望決議

提案者 堀 波夫議員  
 賛成者 高木久平議員  
 (原案可決・全会一致)

◎北陸新幹線の優先着工に関する意見書の提出

提案者 山崎辰一郎議員  
 賛成者 青柳 正二議員

◎神保善三議員三〇年勤続特別表彰受章

この定例会で神保議員に対し全国町村議会議長会から三〇年勤続特別表彰が授与されました。  
 神保議員は、昭和三十八年四月に当選以来現在まで議長として活躍され、その間議長、副議長の要職に就かれ、現在は議会選出監査委員として村政発展に尽くされています。  
 この度の受章を心からお祝い申し上げますとともに、今後とも一層のご活躍をお祈り申し上げます。